

令和4年度

第2回 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

- 日 時 令和4年5月16日月曜日
午後1時30分～午後4時10分
- 場 所 市役所本館12階 1201会議室
- 出席委員 齊藤委員, 別府委員, 須川委員, 市川委員, 長谷川委員

(内 容)

1 非公募による選定の妥当性及び評価基準について

- 白子コミュニティセンター, 神戸コミュニティセンター, 合川コミュニティセンター, 牧田コミュニティセンターについて, 当該施設を所管する地域協働課から施設の概要調書等の資料を基に非公募する考え方と理由を示し, 各施設について次のとおりの結果となった。

4つのコミュニティセンターすべてについて, 公の施設の指定管理者制度運用指針において公募によらないことができる事由のうち「ウ 地域の人材を活用することで, 施設の設置目的を効果的, 効率的に達成することができる場合」に該当すると考えられることから, 非公募による選定は妥当である。

評価基準についても, 施設の設置目的を効率的効果的に達成することができる団体及び提案であるかどうかの適否を適切に判断できるものと確認した。

- 主な審議内容は以下のとおり。

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 申請団体の名称が変わる可能性があるとのことだったが, 前回までの業務の流れの引継ぎはどのようになるか。そういった部分を担当課としてチェックする方法はあるか。

(地域協働課)

- ・ 組織の位置づけが変わることに伴い名称が変わるだけで, 団体としては変わらないため, その点の継承は問題ないと考えている。

(委員)

- ・ 協議会ができたために, 今回に限ってそういうことがおこるのか。

(地域協働課)

- ・ 今回、4つのコミュニティセンターの一部でその可能性がある。次回選定以降、同様にまちづくり協議会と運営委員会の関係性が変わる地域があれば、その時には同じことが起こる可能性がある。

(委員)

- ・ 運営委員会の構成メンバーはどういう人か。

(地域協働課)

- ・ 自治会長を主とした10名から20名の委員で構成されている。自治会の担い手不足という状況下においては、まちづくり協議会は十分に地域を知る人たちの集まりであり、地域におけるこれからの活動の担い手といえる。

(委員)

- ・ 地域づくり協議会の中に運営委員会が入るか否かの差はなにか。

(地域協働課)

- ・ まちづくり協議会は地域の各種組織の集合体であるため、運営委員会がその中に部会として組織するところと、まちづくり協議会と横並びで組織するところがあり、どちらになるかは地域の事情により異なるため差が出る。今後、まちづくり協議会の中に運営委員会が入る地域が出てきたときには、指定管理者がまちづくり協議会に変わる可能性がある。

(委員)

- ・ 業務内容は4館同じだと思うが、なぜ配置人員数に差がでるのか。
- ・ 開館時間の9時から21時の間、常時1名が常駐しているのか。

(地域協働課)

- ・ 基本的に職員1名と館長(委員長)で業務を行っているが、職員として2名体制をとっているところもあり、1人の業務を2名で分けていてもそれぞれ1人とカウントするため差が出ている。
- ・ 職員のシフトは9時から16時で、それ以降については予約者に鍵を預け、利用者自身で鍵の開閉をしてもらうことで21時まで利用可能としている。

(委員)

- ・ 必要な資格として防火管理者が挙げられているが、職員2名に含まれるか。団体の中に持っている人がいればよいのか。

(地域協働課)

- ・ 職員に資格を取りに行ってもらうため、配置人員のうち1名または2名が持っていることとなる。

(委員)

- ・ 牧田コミュニティセンターだけ指定管理業務に係る経費のうち人件費が高いのはなぜか。

(地域協働課)

- ・ 地域で職員が確保できず、ハローワークに求人を出して雇ったことが影響している。また、牧田コミュニティセンターは他のコミュニティセンターより面積も大きく、その分消耗品代等も多い。

(委員)

- ・ まちづくり協議会の便益が及ぶ範囲と、コミュニティセンターの便益が及ぶ範囲は同じなのか。

(地域協働課)

- ・ 地域によって若干のずれがある場合もあるが、まちづくり協議会のメインの活動拠点は公民館であり、コミュニティセンターと公民館の位置関係も地区によって異なるものの、どちらを使う人も同じ地域に住む人たちである。ただし、地域外の人が使えないということではない。

(委員)

- ・ 地域以外の人でも使えるとの説明があったが、使用料は地域外の人でも無料か。また、参加者から参加費をとって実施するサークルなどであっても無料か。

(地域協働課)

- ・ 地域外の人についても同じく無料。サークルについては、公民館もコミュニティセンターのいずれも、サークル生が自分たちの学びのために講師を招聘するため無料の取り扱いだが、講師が場所を使って教室を開き人を集めるのは営業活動となることから、そもそもそういった使用はできない。

(委員)

- ・ 令和2年度は指定管理料で支出が賄えているが、令和30年度は賄えていない。賄えない場合は、指定管理者が自らの資金を充てて運営しているということか。

(地域協働課)

- ・ 各年度の指定管理料は設定されているものの、指定期間の5年間の中における各年度の配分において発生したマイナスであり、指定期間満了時に5年間の指定管理料総額に対する最終的な支出がどうかを見て、もし指定管理料を超過しそうな場合は必要に応じて協議するということになる。

(委員)

- ・ 令和2年度は各施設とも利用者数が大きく落ち込んでおり、コロナの

影響だと考えられるが、白子・牧田・神戸は半減している中で、合川だけは87%程度に収まっている。合川だけ減らなかった事情はなにかあるか。

(地域協働課)

- ・ 合川は1回あたりの利用者が多く、卓球のサークルでホールを使えるという触れ込みでよく利用していただいているとは聞く。コロナの関係でできるだけ広い場所を使用したいという意向もあり、ホールの利用が進んでいる。

(委員)

- ・ 指定管理料以外のその他収入とはなにか。

(地域協働課)

- ・ その他収入の主な内容としては前年度からの繰越金であり、当該年度の余剰金を繰越金として支出に計上していることから収支差額は0円となっている。

(委員)

- ・ 繰越金ということは、収益ではなく税金は発生しないので、そのまま残っているということか。

(地域協働課)

- ・ 指定期間の最後の年まで残っていた場合に、必要に応じて協議する。

【審議】

(委員)

- ・ 設置目的からみて地域で管理するのが妥当。メンバーも自治会の会員が運営するのであればそれに越したことはない。

(委員)

- ・ 地域の施設を地域の方々に管理するという事は、まちづくりという意味でも妥当。サウンディング型市場調査においても提案がなく、他に適当な団体はない。

(委員)

- ・ 収益性がないなかでギリギリの金額で運営しており、他の団体で受けるのはおそらく厳しい。主な使用が地域住民なら、管理も地域住民にやってもらうのが妥当。

【その他意見】

(委員)

- ・ 非公募の施設であり、会計の内容についてスムーズに説明ができるように管理者と担当部局双方が把握するよう努めてほしい。

- ・ 事業規模が小規模な施設ほど、持続可能な管理運営ができるように会計状況等で指定管理者が無理をしていないか、ゆがみが生じていないか常にチェックするとともに、評価の際もそういった視点をもって実施していただきたい。

2 公募施設における指定管理者候補者の選定方法について

- 公募により指定管理者候補者の選定方法について下記の事務局提案のとおり承認された。
 - ・ 指定管理者候補者の選定は、申請団体からの提出書類による選定を基本としつつ、書類で不明な点を解消するために申請団体のヒアリングを実施する。
 - ・ 申請団体すべてをヒアリングの対象とし、ヒアリングの順番は申請順とする。
 - ・ 申請団体の入室及び準備に5分以内、プレゼンテーションは10分以内、質疑応答は15分以内とする。
 - ・ 各項目が早く終わった場合であっても、他の項目の時間に充当することはできないものとし、入室及び準備に5分以上かかった場合は、プレゼンテーションの時間に充当することとする。
 - ・ 審査は提出書類に基づき、評価項目ごとに採点する
 - ・ 採点は5段階評価で行い、5は配点の100%、4は75%、3は50%、2は25%、1は0%の配分率とする。
 - ・ 各委員の合計点数が一番高い者を候補者として決定する。
 - ・ 合計点数が同点の場合、多数の委員が上位と評価した者を指定管理者候補者として決定する。それでも決定しない場合は、提案価格の低い者を指定管理者候補者として決定する。
 - ・ 総配点の50%を最低基準点とし、それ未満の者は候補者としなかったとする。
 - ・ すべての申請団体が最低基準点を下回った場合は、再募集又は最も高得点を獲得した申請団体に条件を付して再提案のどちらとするかを協議する。

【質疑応答】

(委員)

- ・ 募集要項にある内容すべてをクリアした状態が5段階中の3、それより高い水準の提案だと4または5、逆に募集要項の内容にできないものがある場合は2または1の評価をつけるということか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

(委員)

- ・ それぞれの項目について何点が最高の配点になるのかは、どのような決めるのか。

(事務局)

- ・ 各施設毎にあらかじめ配点を設定し募集要項にて明示する。配点が5点の項目で5段階の5を付ければ5点、配点が10点の項目に5を付けたら10点となる。配点については、各施設において指定管理者に求めるポイントをどこに重点を置くかを反映したものとなるため、施設担当課からご説明する。

(委員)

- ・ 実績等出された書類で判断ができるものについて、事前に事務局で評価を行う項目はあるか。

(事務局)

- ・ 事務局による事前の評価は実施しないので、実績等についても委員の皆様へ評価をお願いしたい。

3 公募施設における指定管理者候補者の選定方法について

(1) 河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

- 河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）について当該施設を所管する防災危機管理課・スポーツ課・市街地整備課から施設の概要調書・募集要項等の資料を基に、施設の概要及び評価基準について説明をうけ、確認を行った。

【質疑応答】

(委員)

- ・ 管理に必要な資格として、河川防災センターと河川緑地運動施設は防火管理者とあるのに対し、公園施設は記載がないが不要か。

(市街地整備課)

- ・ 資格は不要である。

(委員)

- ・ 配置人員については、3施設合わせて7人ということか。
- ・ 7人をどのような配置で3施設を管理しているのか。

(防災危機管理課)

- ・ 配置人員については貴見のとおり、そのうちセンター長と副センター長が各1名、残りの5名が作業に従事している。

(委員)

- ・ 使用料収入が0円だが、鈴鹿市においては運動施設の使用について、利用者負担を求めているのか。それとも、この施設のみ使用料が設定されていないのか。

(スポーツ課)

- ・ この施設においては使用料を徴収していない。

(委員)

- ・ 人件費が平成30年度から令和2年度で300万円増加しており、内訳を見ると公園施設だけで160万円の増となっている。同じ作業内容で同じ人員配置なら同程度になると考えられるが、人員の増員、単価の増額、時間の延長等何か事情があるか。

(市街地整備課)

- ・ 社会情勢の変化の影響が大きかったと考えている。

(委員)

- ・ 指定管理者における管理が適正に行われているかのモニタリングの重要性を理解し、所管課もきちんと説明できるように把握をお願いする。そのためにも、チェック体制について、次期指定期間に向けて検討をお願いしたい。また、募集説明会等の機会を見て適正な処理について事業者にも伝えるとよい。

(委員)

- ・ 予算執行に関しては施設毎に管理しているように見えるが、指定管理料は3施設一括か。

(防災危機管理課)

- ・ 施設毎に積算したうえで、金額を合計し1本の協定として締結している。

(委員)

- ・ 公園施設の収支にプラスが出ているが、その理由は。

(市街地整備課)

- ・ 大きな建物がなく修繕費がかかっていないことや、草刈りの処分費を節減するため、大きく草が伸びきる前の早い段階で刈ることで処分量を削減していることが理由として考えられる。

(委員)

- ・ 会計処理を3施設別々にすることについて、市として施設の所管課毎に予算を持ち執行するため必要というのは理解できるものの、指定管理者側としてはそこまでする必要はない。会計報告のために仕訳作業を実施し、結果齟齬が生じたり、調整が必要となったりするのは非効率に感じる。ただ、会計情報は評価をする上で重要な情報で

あることから、モニタリングのしやすさ等も考慮し、より適切な方法について次の機会に検討をお願いする。

(委員)

- ・ 注意報・警報等発令時の対応について、具体的にどのように対応するかを指定管理者にマニュアル化させたり、訓練をさせたりしているのか。また、これまで具体的に対応を行った事例はあるか。

(市街地整備課)

- ・ 水量系をみて判断するよう説明し、年1回撤去訓練をしている。
- ・ 河川の氾濫が予想されるようなときに施設内に人がいることはあまりないが、大雨が予想される場合には早い段階で撤去等の対応を行っているため、事例としてはある。

(委員)

- ・ 注意報・警報の際の対応を指定管理業務に含む中で、安全性の確保は非常に重要だと感じる。そのあたりの配点を高くしてもよいのではないか。

(防災危機管理課)

- ・ 検討する。

(委員)

- ・ マニュアルの整備等については、申請団体によっては申請時点で作りこんでくるところもあれば、フローチャート的なものを出してきたり、これから作るといったような状態のところもあると思うが、その中で評価ができると考えてよいか。

(市街地整備課)

- ・ そのとおり。

(委員)

- ・ 危機管理における対応について、閉館以降の対応はどうか。

(市街地整備課)

- ・ 気象警報が発令された場合や増水が予見される場合は、水量計の状況による判断基準等の明確な基準を設けたうえで対応をお願いしている。また、そういった状況下においては、本庁に市の担当職員が待機しているので、その指示のもと対応いただく。
- ・ 急な雨もあるが、撤去作業等については明るいうちに対応し、極力被害を防ぐという考え方で管理している。

(委員)

- ・ 防災センターの設置は市民に対する啓発の意味を持つと思うが、来館者への講演等積極的になにかするということでもよいので、

防火管理者だけでなく、防災について多少知識のあるコーディネーターなどの資格を持つ人がいる方がよいのではないか。また、これについて評価基準として明示するか、評価の中での加点対象とみるか。
(防災危機管理課)

- ・ 防災啓発については主に直営で実施しており、防災啓発までは指定管理者には求めているので、加点対象とみていただく。

(2) 白子駅有料自転車駐車場

- 白子駅有料自転車駐車場について当該施設を所管する交通防犯課から施設の概要調書・募集要項等の資料を基に、施設の概要及び評価基準について説明をうけ、確認を行った。

【質疑応答】

(委員)

- ・ 現在の施設を管理しているなかで何か課題はあるか。

(交通防犯課)

- ・ 建物の老朽化は課題としてある。

(委員)

- ・ 評価基準の中に、駐輪場における「ノウハウ」とあるが、具体的にどんなことを想定しているか。

(交通防犯課)

- ・ 市職員による直営と比較した場合の、専門業者がもつノウハウのことを指している。
- ・ 現指定管理者が実施する、利用者の熱中症対策等としての自動販売機設置、ワイヤーやレインコートなど自転車関連の物品販売、保険の取り扱いなどの自主事業もノウハウによるものと考えている。

(委員)

- ・ 屋上部分を災害スペースとして使用とあるが、具体的な管理はどうか。

(交通防犯課)

- ・ 平時は屋上に上がることはないが、建物と一体として管理いただく。
- ・ 災害スペースの詳細は、津波避難ビルとしての開放である。なお、解放した際の運営は避難所としての運営になるので、手伝ってもらう可能性はあるものの、基本的に市職員が実施する。

(委員)

- ・ 稼働率について、一時利用が令和元年度に大きく落ち込んでいる。コロナの影響はまだ少ない時期かと思うが、何か理由はあるのか。

(交通防犯課)

- ・ 特段の理由として把握していることはない。

(委員)

- ・ 管理経費の委託費，本部管理費とあるが，具体的には何か。

(交通防犯課)

- ・ 委託費は機械警備と各種設備の点検，本部管理費は指定管理者の運営母体において発生する管理経費。

(委員)

- ・ 施設は24時間オープンしているが職員常駐は20時までということで，職員がいない時間帯の安全対策はどうなっているか。これまでに安全性の問題が生じたことはあるか。

(交通防犯課)

- ・ 防犯カメラを設置しており，トイレには非常用通報ボタンがある。盗難等はないが，トイレに対するいたずらは年数件発生している。

(3) 労働福祉会館

- 労働福祉会館について当該施設を所管する産業政策課から施設の概要調書・募集要項等の資料を基に，施設の概要及び評価基準について説明を受け，確認を行った。

【質疑応答】

(委員)

- ・ 不特定多数が使う施設であり，昭和50年建築と古いが，耐震補強や耐震診断は済ませているか。

(産業政策課)

- ・ 耐震基準はクリアしている。

(委員)

- ・ オンライン予約システムを導入したと説明があったが，その費用は市と指定管理者どちらが負担しているか。

(産業政策課)

- ・ 市が持つ予約システムに労働福祉会館を組み込んでいる。

(委員)

- ・ 令和6年度から令和9年度の間長寿命化改修が計画されているが，その間の館の管理運営はどうなるのか。指定期間を5年としてよいのか。

(産業政策課)

- ・ この期間のうちに実施する計画とはなっているが，実施については

予算編成の中で決まるため、現段階では不透明。実施する場合には一時休館となる可能性があるため、その際は変更協議による対応を想定している。

(委員)

- ・ 休館となる場合に変更協議、というのは応募者にとっては不安定な要素であり、業者選定における参入の障害となるのではないか。暫定的に期間を短くして現指定管理者を非公募で選定ということも考えられると思うが、公募でいくのか。

(産業政策課)

- ・ 積極的に民間の意見を取り入れたいという思いと、参入意向に基づく競争を促すためにも公募としたい。

(委員)

- ・ 募集の際に休館の可能性については明示しないのか。

(産業政策課)

- ・ リスクとして示した方がよいと思うが、本施設における鈴鹿市と指定管理者との責任分担のなかで「施設整備の部分改修、修繕のため一時的に休館する場合は事前協議を行うこととする」と整理しているので、そこで読み取れると考えている。

(委員)

- ・ 指定管理料の総額という項目があるので、休館の可能性についてはそこに但し書きを入れておいた方がよい。

(委員)

- ・ 指定管理者側は5年やれると思っていたのに、期間の途中で変更となると、人員の雇用・配置にも影響がでることから、休館しても5年分満額を支払わざるを得ないというような問題が発生する可能性がある。そういった問題が起きないように、公募の時点で明示するよう検討しておいた方がいい。

(産業政策課)

- ・ 検討する。

4 その他

- 事務局より、第3回・第4回委員会について改めて日程調整を実施することを説明し、了承を得た。

以上